

国立大学法人琉球大学一般事業主行動計画

平成22年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 年次休暇取得促進を図り、計画期間中に職員の年次休暇の取得率を付与日数の70%以上とする。また、夏季休暇の取得促進に努める。

〈 対策 〉

- 平成22年4月～ 計画的な年次休暇の取得や長期休暇を取得しやすい職場環境を構築する。また、学内の諸会議、文書により周知・啓発し、取得促進の方策について検討を継続する。

目標2 計画期間内に、男性職員の育児休業の取得者を2人以上とする。

〈 対策 〉

- 平成22年4月～ 育児休業の取得促進の方策について検討を継続する。
男性の育児休業についての理解を深め、職場における理解が得られるように、研修会等を通じて周知徹底する。

目標3 時間外労働削減のための施策を講じる。計画期間中に時間外労働時間数を年平均1%程度削減する。

〈 対策 〉

- 平成22年4月～ 毎週水曜日の定時退勤日の完全実施を目指し、周知・啓発を図る。
業務の簡素化・効率化を推進し、時間外労働の削減を図る。

目標4 仕事と家庭の両立支援策を進めるための体制を構築する。

〈 対策 〉

- 平成22年4月～ 男女共同参画委員室委員会において、仕事と家庭の両立を支援するために、具体的なアクションプランを策定する。